

別紙1-1

## 論文審査の結果の要旨および担当者

|      |   |   |   |
|------|---|---|---|
| 報告番号 | ※ | 第 | 号 |
|------|---|---|---|

氏 名 CHEA Seavmey (ジア・シューマイ)

論 文 題 目 不当労働行為救済制度のカンボジア・日本・アメリカ  
比較法研究－差別的取扱の判断基準を中心に－

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 和田肇

名古屋大学大学院法学研究科教授 中野妙子

名古屋大学大学院法学研究科教授 原田綾子

## 論文審査の結果の要旨

## 別紙 1 - 2

## 1. 論文の構成と要旨

本論文は、カンボジアで昨今、多くの紛争が生じ、その解決が模索されている「不当労働行為」の救済制度について、専門の行政機関（行政ADR）と裁判所との関係、救済のあり方を中心とした行政機関の課題、救済のための判断基準の設定等の論点を取り出し、不当労働行為救済制度の母法であるアメリカ法、およびそれを移入しながら固有の制度を発展させてきた日本法の検討を踏まえ、カンボジア法への示唆を導いた比較法研究である。

序論では、研究の背景と課題設定、研究対象としてのアメリカ法と日本法の選択の意義、先行研究との関係を明らかにしている。

第1章では、カンボジア労働法の歴史と体系の概要、集団的労働法と労働組合の概要、集団的労使紛争の解決システムとしての労働仲裁委員会(AC)と裁判所との関係、ACの組織と救済制度の概略を明らかにした後に、ACの裁定例を分析し、これらを通じて前述したような検討課題を抽出する。カンボジア法を理解するためには、近代的な法感覚から言うと奇異に感じるが、裁判所制度とそこでの司法救済が十分に機能していない（そのために国民からの信頼度が薄い）ことを指摘する。このことを認識することは、何故著者がACに固執するのかを説明する際に重要である。

第2章では、まず、英語文献や日本語文献、あるいは判例分析を通じて、アメリカの不当労働行為救済制度の概要や問題点を紹介する。その後に、重要な制度として、行政機関である全国労働関係局(NLRB)における救済命令の履行制度、NLRBでの事実認定と司法審査のあり方、つまり司法審査においてNLRBの事実認定や救済が尊重される実質的証拠法則、使用者の差別意思・反組合意思の扱い方、その点に関する労働者・労働組合側の立証責任の軽減、労働組合活動の正当性に関する判断基準について逐次検討する。

カンボジア法にとって重要なのは、不当労働行為救済制度として特別の行政機関を作り、それを中心とした救済制度のシステムを作り上げていること、実質的証拠法則を採用していること、差別意思を要求しながら、労働者側の立証責任の軽減を行い、適切な救済を行っていること、などである。

第3章では、日本法における不当労働行為救済制度について、論文や判例を素材に分析する。まず、不当労働行為制度の導入経緯、不当労働行為の行政救済と司法救済の2元システムの内容と関係、調整的な解決方法を重視する行政救済の概要と限界(地方行政に従属するのではないか、救済命令に執行力が欠けていること等)、5審制となり得ることや実質的証拠法則の不採用といった2元システムの弊害を明らかにする。次に、労組法7条1号の不利益取り扱い問題について、判例を素材にしながら、施設利用の組合活動と就業時間中の組合活動を素材に正当性の判断枠組み（受忍義務説、

違法性阻却説、許諾説等)、使用者の意思の判断枠組み、理由の競合問題の処理、不利益性の内容を分析する。さらに、立証責任問題について、立証責任の転換や物件提出命令を検討する。

カンボジア法にとって重要なのは、行政救済の調整的な性格、実質的証拠法則の不採用や救済命令の執行力の弱さといった二元システムの抱える問題、不利益取り扱い問題での正当性判断枠組み、意思の評価方法、物件提出命令や立証責任の転換論などである。

第4章では、アメリカ法と日本法について総括的な検討を行い、それを踏まえてカンボジア法への示唆を導く分析を行う。項目は、行政救済と司法救済との関係について、ACの紛争解決のあり方について、そして、不利益取り扱いの判断基準や立証問題についてである。以上の点について、場合によっては立法的な解決を行う必要があると主張する。

最後に、第5章で結びを行う。

## 2. 評価基準に則した評価

著者は国際法政コースの学生であるので、そこで求められている判断基準に沿って評価を行う。

(1) 本論文は、アジア法整備支援の対象国であるカンボジアにおける実務的・理論的な課題を取り上げてその問題への解決を目指したものである(基準A)。そして、この問題を解決するために日本法とアメリカ法を比較法の対象としている(基準B)。対象国の選択は、このテーマにとって必然的で、かつ不可欠である。つまり、研究テーマである不当労働行為の救済、とりわけ行政救済のシステムは、第2次大戦前のアメリカ法において発展し、戦後それを日本法が継受し、固有の展開を示してきた。したがって、制度の起源やシステムの展開の仕方、あるいは日米両国での制度の異同等の研究は、カンボジア法にとって避けては通れない。

本研究は、日本法については邦文献をかなり網羅的に渉猟・分析し、アメリカ法については、邦文献と英語文献、そして両国の判例を詳細に検討している(基準C)。

また、このテーマの研究は、カンボジアにもなく、著者のオリジナリティ性が大きい(基準D)。とって奇をてらったり、空論を展開するような論文ではなく、ACの裁定例の分析から出発しており、現実的なテーマ設定を行っている。

(2) 1990年代以降の市場経済化の進展の中で、カンボジアでも縫製業等を中心に工場や労働者が増え、それに伴って労働紛争も増加している。そこで集团的労働紛争の処理機関としてACが設立された。裁判所に対する市民からの信頼度が低い中で、専門家がそろそろ行政機関として、重要な機能を果たしている。しかし、その裁定における判断基準が明確でなかったり、履行システムが十分でないなどの大きな問題点を抱

えている。著者は、こうした問題を、主としてACの公刊されている多くの裁定例の分析を通じて導いている。

単に事例の紹介ではなく、事例ごとに丹念な分析が加えられており、著者の問題発見能力と分析力の高さが十分にうかがわれる。

こうして抽出した問題の解決を図るには、ADR的な紛争処理を不当労働行為の救済と捉え、先行例であるアメリカ法や日本法の研究が不可欠となる。先に挙げた分析課題に即しながら、またその前提として不当労働行為救済制度の歴史と制度概要を明らかにした後に、各国法の分析が行われる。これらの分析は、丁寧で、論点を網羅しており、わかりやすく、著者の分析力の高さがわかる(基準E、F)。

(3) 著者がアメリカ法と日本法の分析から得たカンボジア法への示唆は、主として次の6点である。

(ア) 不当労働行為の救済機関については、アメリカのように行政機関であるNLR Aのみが行う「行政一本化」と、日本のように行政機関である労働委員会での行政救済と裁判所での司法救済がある「併存主義」とがある。両制度ともそれぞれメリットとデメリットがあるが(日本の併存主義では5審制となりやすかったり、両者の調整問題が出てくるし、アメリカではNLR Bで小さな事件が扱われない)、カンボジアでは、現行は併存主義であるが、一方では裁判所への市民の信頼度が低く、司法救済が機能不全であるという問題があり、他方で専門性が高く実績もあるACに一本化する制度が望ましいと結論づける。これらの点の説明は説得的である。

なお、日本の行政救済では、本来的に裁判規範ではなく調整的な規範に沿った判断をすることが望ましいが、行政救済の取消訴訟での敗訴を回避するために、裁判規範的な判断基準を採用するようになっており、その限りで併存主義のメリットは減殺されているのが、実情である。こうした点から、不当労働行為の禁止に関する労組法7条の規定についても、裁判規範を重視した解釈が行われている。

(イ) 行政救済での救済のあり方としては、準司法機関と準検察機能を兼ね備えたアメリカ型(判定型)ではなく、調停、あっせんなどを組み合い合わせた日本型(調整型)を選ぶ。ACの権限が日本の労働委員会に近く、また現に仲裁を中心に調整的な処理を行っており、それを変更する必要性がないと考えられるからである。また、両国での積極的に利用されている和解をカンボジアでも活用できるような法的整備の必要性を説く。この点の論証や理由についての説明は、十分に説得的である。

(ウ) 行政救済の司法審査については、実質的証拠原則を採用するアメリカ型と、これを認めない日本型の折衷的な制度の導入を主張する。この点は、主張に混乱や矛盾があり、必ずしも説得的とは言えない。著者は、ACの専門性の強化を求めるのであり、それを前提にアメリカ型を導入することの方が説得的である。日本でも、立法論としては実質的証拠法則の採用を主張する学説が優勢である(ただし、最近、独禁法での

改正でこの原則が廃止されたから、立法論としても難しくなったが)。

(エ) ACの裁定の履行確保について、日本型の緊急命令とアメリカ型の裁定交付後報告制度を導入することを提案する。この点もいいところ取りのような印象を持つが、技術的な問題であり、今後こうした研究を参考にしながら、カンボジア法にふさわしい制度構築が望まれる。

(オ) AC裁定における不利益取り扱いの判断基準に関する問題点として、アメリカ法や日本法のように、必ずしも使用者の差別意思が必要とされていないこと、組合活動の正当性の判断枠組みが構築されていないことがある。

前者については、理由の競合問題などがあること、不当労働行為制度が使用者の一定の行為を問責する制度であることから、使用者の差別意思を問題とすべきである。ただし、それをすべて労働組合側に立証させるのは適当ではなく、その立証責任の軽減や使用者への転換を行うべきである。

(カ) 後者についても、今後アメリカ法や日本法を参考にしながら、基準の精緻化の必要がある。なお、この点では、日本法における学説な判例がかなり詳細に分析されている。

(オ)と(カ)については、カンボジア法での問題状況が、裁定例において検討されていないために、十分に解明できないこともあり、各国法の丹念な分析が中心となっている。それを今後どのようにカンボジア法に生かしていくのかは、実務的に重要な課題である。ただし、組合組織や労使関係の日本型(三種の神器)、アメリカ型(ジョブ型等)についての分析は、まだ初歩的な段階にとどまっている。

このように、著者の比較法分析に基づくカンボジア法への示唆は、(ウ)や(エ)に見られるように、日本とアメリカの制度のいいところ取りのような印象を受ける場合もある。しかし、著者は、(ア)と(イ)の組合せを「労働紛争緩和措置の独自の制度」と捉えており、むしろそうした捉え方は独創性がある。また、著者の分析は、今直ちに役立つかどうかと関係なく、不当労働行為制度を歴史や体系に即して分析しようとしており、実務的な有用性を超えた研究になっている。

### 3. 結論

本論文には、以上で述べた点以外にも、いくつかの問題点や弱点が残されている。たとえば日本の組合活動の正当性の検討では、施設利用のケースは扱われているが、就業時間中のケースの分析が十分でないこと、日本とアメリカの組合活動の議論では労働組合の組織形態などが意義を持つが、その点の分析がなされていないし、アメリカ法研究には法社会学的観点からみて論旨に若干の問題点があるようにも思われる点がある。

しかし、本論文は、紛争解決に必要な制度と規範の両面の問題に多面的に目配りし

ながら、丁寧に手堅く議論がされている。日本とアメリカの法制度についても、組合制度にまでさかのぼって丁寧に説明されており、その比較法的分析は、自国の実務家にとって貴重な情報源になると思われる。紛争解決メカニズムと紛争解決規範の議論を統合的に展開しようとしている点について、これまでなされてこなかった意欲的な試みとして、十分評価に値する。

このように本論文を総体としてみた場合に、問題発見能力、日本法とアメリカ法の分析能力、制度の違いを十分に意識しながらもそこからカンボジア法への示唆を導く能力が、十分にうかがえ、十分に博士論文に値すると評価できる。